

令和7年度厚木市立中央図書館雑誌現物納付（雑誌スポンサー制度）仕様書

1 概要

広告主は、特定の雑誌のスポンサーとして厚木市立中央図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を現物納付し、当該雑誌を配架する棚に広告を表示することができる。市は、納付された雑誌の表面に広告主名を表示し、最新号に装着して使用する雑誌カバー裏面に広告主が提供する広告チラシを添付する他、図書館ホームページや館内の掲示等にてスポンサー名を紹介する。

このことは、市と広告主で契約を締結して行う。

2 雑誌の納付

広告主は、書店等と年間購読契約を結び、図書館へ発売日に雑誌を納付する。期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに発売されるものを対象とする。年度途中で本契約を締結した場合は、契約締結の翌月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、年間購読契約に含まれない別冊については、納付の義務はないものとする。

ただし、納付された場合は、市は所定の広告を表示し配架するものとする。

3 広告の規格等

広告の規格は次のとおりとする。ただし、表示する内容が厚木市広告掲載要綱の規定に反している場合又は厚木市広告掲載審査委員会の審査により不相当と認められた場合は、広告主は、内容を修正しなければならない。

(1) 雑誌表面

雑誌表面に、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（広告主名）から提供されました。」と表示する。この表示は図書館が用意する。

ア 表示枠 縦3cm×横10cm以内とする。

イ 表示色 白地に黒

(2) 雑誌最新号カバー裏面

雑誌最新号カバーの裏面に広告チラシを表示する。このチラシは、広告主が用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

ア 表示枠 広告をする雑誌と同等のサイズとする。ただし、広告主が希望する場合は、雑誌より小さいサイズとすることができる。雑誌カバーへの表示及び配架位置の決定は図書館が行うものとする。

イ 用紙は連量90kg（厚口）以上135kg以下の用紙とする。

(3) 雑誌架

雑誌架への表示物は、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（広告主名）から提供されています。」の表示と広告主の所在・連絡先・地図の記載を必須とする他は、任意に表示することができる。この表示物は、広告主が用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

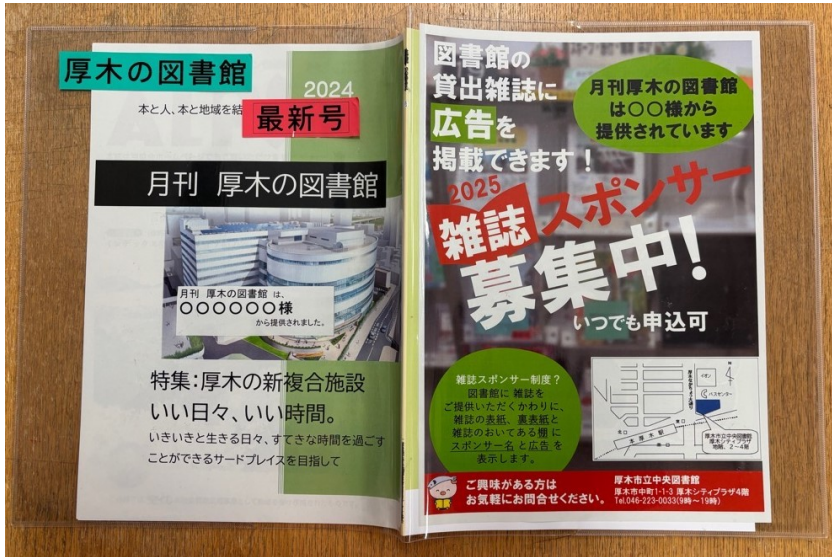
また、用紙は連量90kg（厚口）以上135kg以下の用紙とする。

ア 大きさ 縦25cm×横25cm以内

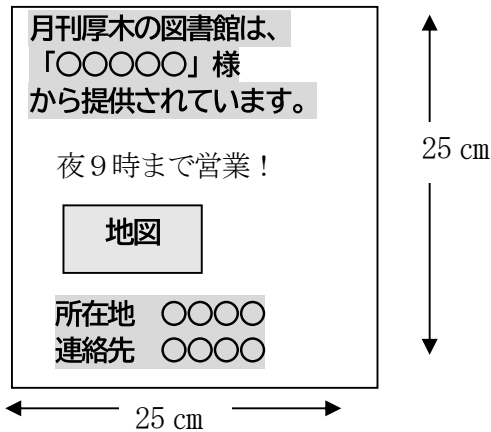
イ 表示色 自由

- ウ 表示位置 提供雑誌の配架スペース
- エ 配架箇所 図書館の指定する場所とする。

雑誌表面と雑誌最新号カバー裏面への広告表示イメージ



雑誌架への広告表示イメージ



灰色の網掛け部分が必須事項で、
その他は任意で表示ができます。

(4) 広告期間

ア 雑誌表面への広告主表示

保存期間満了等により雑誌が廃棄されるまでとする。

なお、開架フロアへの配架は、最新号からさかのぼって12冊（最新号含む）までとする。

また、保存期間満了後、リサイクルとして市民に無償で提供する場合は、広告をした状態で提供する。

イ 最新号雑誌カバー裏面への広告チラシ、雑誌架表示

契約期間終了までとする。ただし、契約期間内に廃刊又は休刊になった場合は、最終号発行後1箇月までとし、図書館は、最終号発行後、「〇〇（雑誌名）は、〇〇

様（広告主名）から提供されていましたが、○月号をもって廃刊（休刊）となりました。」と雑誌架の表示を差し替える。

《休刊、廃刊時の広告イメージ》

月刊厚木の図書館は、 「○○○○○○」様 から提供されていましたが、○月号を もって廃刊（休刊）となりました。
--

(5) 広告内容の変更

広告内容は、契約期間中1度に限り変更を可能とし、10月1日をもって変更を行う。この場合において、(1)及び(2)の広告への反映は変更後、納付された雑誌にのみ行う。

ただし、広告主の名称、所在、連絡先等広告内容に重大な影響のある事項については、図書館と協議の上、修正することができる。

4 現物納付の申込み

(1) 申込み

図書館は、申込みを随時受け付ける。同日に1つの雑誌について複数の広告掲載申込みがあった場合は、くじ引きにより広告主を決定する。

なお、契約期間は、契約締結から年度末までとする。

また、図書館が既に購読を始めている雑誌については、広告主は、図書館が指定する雑誌取扱い事業者と購読契約を結ばなければならない。

(2) 納付希望雑誌

現物納付の対象となる雑誌は、別添一覧から選択する。ただし、一覧以外の雑誌について広告主となる希望がある場合は、図書館と協議することができる。

(3) 広告主の優先権

契約終了の3か月前（12月末）までに、広告主又は図書館のいずれかが解約を申し出ない場合は、自動的に、契約書に記載した雑誌を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

5 解約の申し出

解約の申し出を行う場合は、厚木市立中央図書館雑誌現物納付契約の解約申出書を解約の3か月前までに申し出るものとする。

6 広告の業種等

厚木市内に事業所等があること。厚木市広告掲載要綱により除外される業種及び事業者は除く。掲載する広告の範囲については、厚木市広告掲載要綱に定めるところによる。

7 広告掲載への手続

(1) 広告掲載希望者は、雑誌現物納付広告掲載同意書及び広告案を図書館へ提出する。

(2) 市は厚木市広告掲載要綱に基づき、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行い決定する。

なお、審査の結果、必要に応じて広告内容の修正等の指示をする場合がある。

(3) 広告内容が決定したら、市と広告主で契約を締結する。

8 その他事項

本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、十分に協議し決定する。